

## 【サステナビリティアクション】 従業員の育児休暇を拡充 有給の育児休暇制度「ベビー休暇」を新設

パーク24株式会社（本社：東京都品川区、社長：西川光一）は、10月1日に施行される「育児・介護休業法」の改正に合わせ、パーク24グループ独自の育児支援策として、育児休業（以下、「育休」）の一部を実質有給化する「ベビー休暇」を新設いたします。

パーク24では社員が意欲的に仕事に取り組める環境を整備するため、2018年に人材育成の促進や多様な働き方の実現、次世代の育成支援などを目的とした新人事制度を制定しました。子育て支援も充実を図り、子供お祝い金の新設や内閣府が実施する「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」の導入など、復職後の子育て支援等を通じた、仕事と育児の両立支援にも注力しています。

今回新設する「ベビー休暇」は、子育て支援を一層手厚くし男性従業員の育休取得促進を図るもので、現状3日間の特別休暇を10日間にするるとともに、取得可能な期間を産後3カ月以内から子が1歳になるまでに拡大します。なお、男性従業員のみならず、性別や雇用形態を問わず、全従業員が取得できます。

加えて、社内における育休に対する理解醸成の取組みも行い、これまで以上に子育てと仕事の両立がしやすい仕組みと風土づくりを推進いたします。

パーク24グループは今後も、社員一人ひとりが存分に能力を発揮できる環境を整備するとともに、多様な人材の活躍推進と人材育成に取り組んでまいります。

### 【「ベビー休暇」概要】

対象会社	パーク24、タイムズ24、タイムズモビリティ、タイムズサービス、タイムズコミュニケーション、パーク24ビジネスサポート、タイムズサポート	
対象者	正社員・契約社員・準社員	
対象期間※	自身が出産する場合	出産予定日の16週間前～子が1歳に達する日まで
	パートナーが出産する場合	出産予定日の2週間前～子が1歳に達する日まで
付与日数	自身が出産する場合	10日
	パートナーが出産する場合	10日（出産前に3日、出産後に7日）

※対象期間のうち、育児休業中は取得不可

### 【関連するSDGs】

